

札幌市自治基本条例 各条項に係る主な取組状況

<b>第1章 総則(第1条 第5条)</b>	
省略	
<b>第2章 市民</b>	
<b>第1節 市民の権利(第6条・第7条)</b>	
省略	
<b>第2節 市民の責務(第8条・第9条)</b>	
<b>第8条(市民の責務)</b>	
省略	
<b>第9条(事業者の責務)</b>	
さっぽろまちづくりパートナー協定を新たに1社締結し7社に(H23)	
<b>第3章 議会及び議員(第10条 第12条)</b>	
<b>第10条(議会の役割及び責務)</b>	
<b>第11条(市民に開かれた議会)</b>	
<b>第12条(議員の役割及び責務)</b>	
議会図書館の資料などを拡大・運用	インターネットによる議会の動画配信
議会だより等による情報提供	議会キッズページの設置
請願、陳情に係る制度運用	
<b>第4章 市長及び職員(第13条 第15条)</b>	
<b>第13条(市長の役割及び責務)</b>	
集団広聴の実施(タウントーク、ふらっとホームなどの推進)	
<b>第14条(職員の責務)</b>	
市民自治推進本部の設置(H18)	
職員のための情報共有・市民参加推進の手引き策定(H20)	
市民自治チェックリストの運用(H21)	
<b>第15条(職員の育成)</b>	
市民参加型ファシリテーション研修等の部局研修(H21)	ジョイまちゼミナールの実施(H23)
市民自治に関する部局研修の推進	ワークショップ研修等の職員研修
<b>第5章 行政運営の基本(第16条 第20条)</b>	
<b>第16条(行政運営の基本)</b>	
行財政改革プランの制定(H19)	出資団体の組織情報の公開、指導、意見公募
<b>第17条(総合計画等)</b>	
市民意見を取り入れた第3次新まちづくり計画策定(H23)	
政策指標達成度調査の実施、公表(H18)	
札幌市まちづくり戦略ビジョン策定のためのさっぽろ1,000人ワールドカフェの実施(H23)	
<b>第18条(財政運営)</b>	
予算編成方針の公表、編成過程における意見募集	
財政状況がわかりやすい「さっぽろのおサイフ」の発行	
<b>第19条(行政評価)</b>	
札幌市行政評価委員会による、外部の視点からの評価	
事業評価シートの公表	市民評価(事業仕分け)の実施(H22)
<b>第20条(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</b>	
監査委員、オンブズマン制度の運用	公益通報者保護に係る制度の整備(H21)

<b>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</b>	
<b>第1節 市民参加の推進(第21条 第24条)</b>	
<b>第21条(市政への市民参加の推進)</b>	
適切な市民の市政への参加の実施	
職員のための情報共有・市民参加推進の手引きで基準を規定	
パブリックコメントの運用	附属機関等における公募委員の導入(要綱による規定)
市民意見の政策反映システム事業の実施	
<b>第22条(住民投票)</b>	
実績なし	
<b>第23条(市民によるまちづくり活動の促進)</b>	
札幌市市民まちづくり活動促進条例の施行(H20)	さぼーとほっと基金の設置(H20)
<b>第24条(青少年や子どものまちづくりへの参加)</b>	
札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の施行(H21)	
子どもまちづくり手引書の配布(H21から市内小学校3年生全員に配布)	
「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引き策定(H22)	
<b>第2節 情報共有の推進(第25条 第27条)</b>	
<b>第25条(情報公開)</b>	
札幌市公文書公開制度の運用	市政刊行物コーナーの運用
<b>第26条(情報提供)</b>	
出前トーク、出前講座の推進	市民参加の実施予定の公表
札幌市公式ホームページの改善、新システムへの移行	
<b>第27条(個人情報保護)</b>	
札幌市個人情報保護条例の施行、審議会の設置	
<b>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進(第28条・第29条)</b>	
<b>第28条(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)</b>	
まちづくりセンターの関わる地域まちづくり活動の拡大(H15以前 94件 H23 852件)	
まちづくりセンター自主運営化	
元気なまちづくり支援事業による財政的支援	
地域カルテ・マップの作成・運用開始(H23)	
<b>第29条(区におけるまちづくり)</b>	
元気なまちづくり支援事業の運用(区の裁量によるまちづくり支援)	
区民協議会の設置	
<b>第7章 他の自治体等との連携・協力(第30条)</b>	
<b>第30条(他の自治体等との連携・協力)</b>	
札幌広域圏における経済分野などの事業連携	
行政課題・まちづくりに関する札幌圏大学連携ネットワークの構築	
<b>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し(第31条 第32条)</b>	
<b>第31条(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)</b>	
市民による集中評価会議の実施(H19)	
行政評価シートによる内部評価の実施(H20)	
外部有識者と公募委員による市民自治推進会議の実施(H22)	
市民自治に関するアンケート調査等の実施(H21)	
<b>第32条(この条例の見直し)</b>	

印  
23年度に新たに  
実施する(した)取組

局・区実施プランにおける市民自治の取組状況

条例の具体化に向けて23年度に計画されている事業数は、496事業であり、実施プランにおける「情報共有」「市民参加」などの取組は確実に定着してきている。

メニュー別に23年度計画されている取組数は、延883であり、最も多いのは約3割を占める「情報共有」、次いで「市民参加」「市民活動促進」であり、傾向は定着している。

<メニュー別取組数の推移> (単位:件)

	情報共有		市民参加		市民活動促進		子どものまちづくり		地域のまちづくり		職員に関する取組		その他		計
H23	307	(117)	193	(88)	131	(102)	53	(39)	129	(110)	54	(27)	16	(7)	883 (490)
H22	350	(126)	199	(81)	127	(90)	55	(35)	125	(99)	64	(32)	16	(7)	936 (470)
H21	301	(114)	194	(73)	124	(85)	53	(37)	111	(83)	69	(32)	20	(11)	872 (435)
H20	249	(99)	206	(98)	122	(92)	-	-	149	(106)	68	(29)	8	(2)	802 (426)
H19	215	(93)	176	(84)	-	-	-	-	-	-	68	(29)	8	(2)	467 (208)

「-」は項目がなかったため未集計、( )内は区役所の項目数を示す。  
1つの取組で複数の目的を担う場合があり、重複してカウントしている。  
22年度までの数値は取組実績数値であり、23年度は骨格予算時の計画数値である。

委員公募やパブリックコメント等の実施予定の公表状況

23年度に委員公募やパブリックコメント等の手法を活用し、市民の参加により広く意見・提案を得ることが予定されている23局・区、49の事業を、HP及び市民参加通信(紙媒体)にて公表。

実施が予定されている手法は、延78件であり、「審議会・検討委員会」が最も多く、次いで「パブリックコメント」「ワークショップ」「アンケート」の順で手法が採用されている。

<実施数> (単位:件)

局・区数	事業数
H23	23
H22	23
H21	21

<手法別取組数> (単位:件)

	アンケート	ワークショップ	審議会、検討委員会	パブリックコメント	説明会、意見交換会	フォーラム	その他	計
H23	10	12	25	13	2	1	15	78
H22	14	11	21	18	3	1	9	77
H21	11	8	23	7	8	3	10	70

22年度までの数値は実績数値であり、23年度は骨格予算時の計画数値である。  
手法別取組数は、1つの事業について複数の手法で行う場合があり、重複してカウントしている。